

| | |
|------|---------------------------|
| タイトル | 敗戦直後日本の労働運動(3) |
| 著者 | 美馬, 孝人 |
| 引用 | 季刊北海学園大学経済論集, 57(1): 1-14 |
| 発行日 | 2009-06-25 |

《論説》

敗戦直後日本の労働運動(3)

美 馬 孝 人

1. 戦争責任と新聞の民主化

新聞が戦時中に果たした戦争遂行上における責任の問題は、敗戦が決まりその指導者が戦犯として逮捕され、占領軍側から今次の戦争の実体が徐々に明らかにされてくるとともに、新聞関係者の間で深刻に受け止められるようになってきていた。政府や軍部と一体となって戦争の一翼を担い、戦意高揚に努めてきた新聞経営者たちは、戦争に敗れた以上、政府や軍の指導者ほどでないにしても敗戦の責任は免れ難いものと感じていた。しかしそれは旧体制の下で自分達と一体となって新聞事業に携わってきた従業員とて同様との感覚であった。敗戦直後に組閣した東久邇の宮首相が8月末、翼賛政治体制下における支配階級の責任を曖昧にするために、皇族や軍閥をも国民ビープルの中に加えて、「全国民総懺悔」を説いた時、朝日新聞がさっそく「社説」に「正に一億総懺悔の秋」と書いて、指導者責任を曖昧にしたごとくである。それは軍事ファシズムの国民支配体制の無責任さを象徴するものであった。

しかしそのような新聞指導部の姿勢に反抗したために、解雇や休職、左遷を食らっていた論説委員や記者たち、あるいは上意下達的な社内では不本意な記事を書かされてきた新聞人にしてみれば、この戦争の屈辱的な無条件降伏は遺憾ながら必然的であり、その責任は圧倒的に指導部が負うべきものであった。し

かも占領軍は、戦争犯罪人の処罰とポツダム宣言の厳正実施を明言しており、人民に対しては基本的人権の確立をはじめ、政治、経済、社会体制全般にわたる民主化措置を次々と実施中で、プレスコードは連合国の政策に対する批判は厳禁しているものの、自由で正確な報道を奨励していた。

そうした状況の中で、新聞人の使命として真実で有益な報道を旨とし、新たに民主主義的社会を築きあげるのに役立つ新聞を作るためには、自分達を抑圧していた従来の軍事ファシズム政治体制とそれに積極的に協力してきた新聞経営者の責任を明らかにし、その政治体制と新聞の編集発行体制を徹底的に変革する他はないと思われた。したがって『新聞への断罪』には、新聞人にとって基本的ないくつかの課題が提起されていた。

1、戦前の軍事ファシズムの政治体制がそれを強制していた。したがってその「牙城たる機構制度を徹底的に変革すべき」であり、それが「日本民主化の第一前提である」。「政治機構、財閥、軍閥、法制、制度の変革即ち社会機構の全般的変革をまず必須条件とする」。いま政治、軍事、経済の各部門にわたって「戦争責任の告発、追及、糾弾及び機構制度の改革はすでに進捗しつつある」が、これは「戦争への煽情」「遂行」に大きな責任を負う文化部門にも及ばなければならない。

2、新聞の経営者が積極的にそれに追随し、利益をあげた。自ら特権階級の手先となり、

戦争へ国民を駆り立て、戦争を拡大した罪。「ことに真実を伝えざるのみならず、事実と全く反対の報道を臆面もなく報じて国民を欺瞞し、国民の戦争についての認識を誤らせ、その目を眩ませた罪に至っては正に万死に価する」。戦時中、全体主義の波を利用して社員の生活を犠牲にし、弾圧によって社員の筆を封じ、それによって自腹を肥やした新聞財閥の首脳及びその手先となった人々の責任を明らかにし、これらを一掃するとともに、それを可能にしていた新聞社の旧機構、旧制度を徹底的に変革しなければならない。

3、上記のような政治体制と新聞社機構の下で、論説委員や記者など多くの新聞人は真実を書くことができず、不本意にも国民を誤導する一端を担ってしまった。「文化部門における新聞の役割は……すこぶる大きい……新聞がたとえ弾圧の下にあったとはいえ……戦争の拡大に果たした罪は限りなく大きい」。新聞人はこのことを心から反省し、今後同じ誤りを繰り返してはならない。

4、したがって新聞人は、占領軍による言論、思想封殺法制ならびに体制の撤去廃絶を奇禍として、言論人としての責任を自覚するとともに、新聞社を民主主義的な機構に改革し、編集権を経営から独立させるなど、民主主義的精神ならびに民主的機構を確立することが必要であり、それによって、真に民主主義的な新聞を発行する責任がある。「社員の下からの全意思を組織化した新しい民主主義機構と制度とをもって、民主化に徹底した紙面を作り上げることが絶対に必要である」。これによって新聞は、国民大衆の声を積極的に反映し、国民の意志を代表し、国民生活の改善と社会の前進に貢献することができる。

5、朝日新聞の従業員がまず戦いの火蓋を切って、10月21日には社員大会を開き、全従業員による新聞の発行を宣言して旧重役・幹部の総退陣を闘い取った。読売においても、24日社員大会を開いてその総意により、旧

経営者正力と重役たちの退陣を実現するために闘争委員会を立ち上げて25日からその下で新聞を編集発行しており、現在闘争委員会と旧経営陣は闘争状態にある。同日には闘争委員でもある全職制を含む読売新聞従業員組合を結成して鈴木東民を委員長に選出し、組合に加盟する従業員の地位を保全するためにクローズドショップ制をとることにした。新聞民主化の条件は整っており、旧来の新聞への断罪によって新聞の民主化は達成される。それを通じて日本の民主化も画期的に前進するであろう、というのであった。

「読売新聞」の従業員による「新聞の自主管理＝生産管理闘争」に至るいきさつについては、増山太助が次のように書いている。「当時、総司令部は、「労働者は一刻も生産を停止してはならない」という警告を出しており、経済科学局労働課の代表も、「ストライキは認めない」と、民主主義研究会発起人会の打診に正式に答えていたので、もし争議戦術としてストライキを断行すれば、占領軍の禁止命令あるいは弾圧、最悪の場合には社の閉鎖をまねく恐れがあった。民間情報教育局の新聞課も、「新聞発行はGHQにとって必要であり、これを止めることは占領政策を国民に浸透させるうえで障害になる」との見解を伝えていた」（増山太助「第一次読売争議」(労働運動史研究会編『産別会議』労働旬報社、28ページ)。

また鈴木東民は次のように語っている。

「会社との激突^ときさ^わけ難しと見られるに至った10月21日夜、鵜沢幸治、金近靖、坂野善郎、志賀重義、武藤三徳、鈴木東民が会合して、争議の戦術について協議した。当時、進駐軍から日本の労働者は一刻も生産を停止してはならないとの警告が出ていたので、争議に入っても操業を停止することはできないと、われわれは考えた。そこで操業を続けながら、会社に対抗するためには、争議の解決するまで、一時的に経営をわれわれの手で管理する

他はないという結論に達した。われわれは社の経営の民主化を標榜しているのであって従来の経営者及びその幹部が戦争に協力したという、自分の犯罪行為に対する反省を欠いているかぎり、かれらには新聞社の民主主義的経営を期待できないから、われわれが一時、かわって経営してやるというに過ぎない。会社の乗っ取りではない。正力が反省してわれわれの民主主義的要求を容れさえすれば、経営を正力の手へ委ねる用意があるのだから、経営管理の理由は立つ、というのがわれわれの見解であった」(井出, 前掲書, 60-1 ページによる)。

読売争議は、敗戦当時、戦争責任を問われている資本家陣営と、その犯罪性を糾弾して、それに替って自らもその一員として民主的社会の建設を夢見ていた労働者陣営の、日本の進路をめぐる闘いの代表格として戦われていた。正力自身が後で語ったところによれば、財界の巨頭藤原銀次郎は、「労働者の圧力で君がやめるようなことになれば、資本家陣営は大混乱に陥る」として正力を叱咤激励したので、彼は「日本資本主義のとりでを守る行動隊長に自らを擬することで奮い立った」。彼は「鳩山一郎の幹旋申し入れも、共同通信理事長伊藤正徳や友人河合良成の調停申し入れもすべてけて」戦う行動隊長の姿勢を崩そうとしなかった(同上 65 ページ)。

これにたいして従業員側にあっては、闘争委員である論説委員たちが弱気を見せると、工場や印刷現場の労働者たちは「俺たち労働者は、日本の進路を決める民主主義革命の争議をしているのだ」。「いまここでいいかげんな妥協をすれば、ようやく立ち上がり始めた全国の労働者に水をかけることになる」と叫んで闘志を燃やしていた(同上 69 ページ)。

『新聞への断罪』は、正力社長との非妥協的な全面対決が避けられなくなったときに出されたものであるから、戦前の人民抑圧的な軍事ファシズム体制と、それを積極的に推進

しながら未だにそれを反省せず、また戦争協力の責任をとろうとしない社長への断罪が第一に来ている。戦争責任をとって即刻退陣すべきなのに、その自覚すらないまま経営者の地位を維持することに汲々とし、かえって一般従業員の、従来のあり方に対する反省に立って正しい報道をしようとする、内部からわきあがる欲求を抑圧していることに対する強い怒りがある。新聞人としての責任を果たし、社会の民主化の先頭に立とうという意思表示であった。

2. 朝日新聞の場合

いち早く 1945 年 8 月 23 日の社説『自らを罪するの弁』を出した朝日新聞であったが、実はその新聞社の改革もスムーズに進んだわけではなかった。村山長拳社長はやはり正力社長と同じように、勇敢に朝日新聞の戦争責任を指摘して会社機構の抜本的改革の必要性を具申した中堅社員たちに対して、「団体行動をとり社内秩序を乱した」として退社を勧告した。これに対する反発が急速に全従業員の間にも広まり、10 月 19 日の社員大会における声明、21 日の闘争委員会宣言、23 日の『国民と共に立たん』宣言採択となったのだった。

朝日新聞の村山社長は、社員に「聖戦完遂」を鼓舞し、「戦争新聞」を作らせてきた最高責任者であった。大政翼賛会の幹部であり、長兄である岡部長影は東条内閣の文相であった。村山には「戦争犯罪者」に指名されることへの恐れがあったので、露骨に GHQ へのスリよりをはじめた。そのような社長を中心とする首脳部に対し、朝日新聞の編集・論説幹部もまた戦争責任追及の論陣をはる一方、ひそかに社内体制の刷新計画を練っていた。10 月 17 日、編集、論説に携わっていた千葉、香月、白川、細川、嘉治の 5 人は、村山社長に次の 4 項目を申し入れた。

- 1, 社長, 会長はその地位を退き社主の地位につかれたし
- 2, 全重役及び3 (東京, 大阪, 西部) 本社編集局長, 論説主幹は全部総退却すること
- 3, 編集関係においては白川威海君1名を重役として代表取締りの資格とし, 3本社の編集陣一切の整理にあたること
- 4, 業務関係においても右に対応する態勢をとること

(今西光男『占領期の朝日新聞と戦争責任』朝日新聞社, 110 ページ)

これに怒った村山は社長大権を抜いた。18日午後6時過ぎ, 千葉, 細川, 香月, 白川の4人を呼び出し, 「社内で団体的行動をとり, 社規に反し, 社内の秩序を乱した。即刻退社届を出せ」と, 佐々, 嘉治を含めた6人に退社を迫った。その頃東京編集局では, 論説委員の聴濤克巳らが中心となって「社員代表委員会」を作り, 社員の総意をまとめ, 首脳陣の戦争責任の追及, 退陣要求に動き出そうとしていた。聴濤らは印刷, 出版, 業務の各局にも参加を呼びかけ, 1945年10月19日午後4時から東京本社7階講堂で従業員の総決起大会を開く方針を決めた。

社内の空気の険悪化を恐れて事態の收拾を図ろうとした村山は, 同日午後3時社員を集めて『社長訓示』の中で, 社長退任の意向を明らかにし「家族的な朝日」の伝統にそった戦争責任問題の解決を訴えたが, その直後の従業員大会では, 社長訓示に対する不満が噴出し, 「1, 本日の社長訓示では, 我らの社内刷新要求を容認する誠意は認めがたい。2, 我らの要求貫徹を期し, あくまでこの社員の総意による運動を継続するものとする」との決議が採択された。そして18日のうちにまとめられていた長文の声明が19日の大会で発表された。声明文『新聞の民主主義体制確立に関する声明』は, 読売の『新聞への断罪』に劣らぬ鋭い経営陣の戦争責任追及であった。

「……大東亜戦争開始後にいたって, 朝日新聞の社内機構は新聞人の良識に代わるに新聞資本家の火事場泥棒の利潤追求の露骨極まる支配が登場した。すなわち主筆制を廃して社の編集機関は社長の直接の隷化に入った。そしてその社長たるや朝日新聞の株式を占有する村山長拳氏であり, ……彼は資本家の圧力を以って社員の意志を無視し, その自由を圧殺し東条軍閥内閣の宣伝機関たることをもって朝日新聞の使命たらしめ全社員に東条軍閥への無条件追随を宣言した。……彼はかくして朝日新聞を軍閥の領導下において如何に保全し伸張してゆくかに腐心したのみならず, 南方軍政地区にも逸早く進出し, 香港, ジャバ, ボルネオにおいて軍閥と結託して新聞企業を経営し, 戦争利得の追求に汲々とした。朝日新聞の戦争責任はかくして社長とその幕僚機関たる重役とその代理人たる編集幹部にあることは明白である。」(同上, 112-3 ページ)。

聴濤を委員長とする東京本社代表委員会は, 10月21日正午までに正式回答を出すよう村山社長に申し入れていた。朝日社内は各職場で討論集会がもたれて騒然としてきたが, 社長周辺では人事などの事後処理をめぐって社長派と反社長派の対立が解けず, 回答は示されなかった。

編集局を中心とする職場では, 実力行使による経営陣追及の動きが勢いを増し, 代表委員会は「編集局闘争委員会」に格上げされ, 21日午後3時過ぎ, 次のような闘争宣言を出した。

「白川闘争委員長/座長になり, 聴濤代表委員会委員長は前日來の経過を報告, 目的完遂の闘争方針は一切闘争委員会によって指導さるべきこととし,

- 1, あくまで職場を守って新聞発行を継続
- 2, 我々の主張政策により新聞をつくり
- 3, 従って既に闘争に入ったのであるから従来重役の如何なる指揮命令にも服従

せず

4. 全従業員の運動として展開する

旨表明、全員の拍手裡に左の如き宣言を決定した。なお西部代表として上京した岡一郎(整理部長)より挨拶があった。

編集大会宣言 我々は条理を尽くして社長以下全重役の総退陣を要請し21日正午までの期限付き回答を要求せしがつひに何等の回答に接せず、かくて我等の要求は拒絶されたり、よって我等は朝日新聞新生のため本日正午より断乎闘争状態に入れり。」(同上、121ページ)

この闘争宣言は、新聞製作を社員の自主管理下に置くことを打ち出したものであり、いまや闘争委員となっている局長や部長が主導権を発揮して新聞を発行する姿勢を示したものであった。したがって会社との対抗上、彼らは労働組合の結成を展望していたのである。

このような状況を前にして、会社首脳は古くからの幹部社員で実力者である緒方竹虎と美土路昌一に仲介を依頼し、彼らの説得によりようやく22日の夜になって反社長派寄りの解決案が示された。各本社編集局、部長会議、闘争委員会等への社長回答は次のようなものだった。

「1. 今回の人事異動ならびに機構改革は白紙に戻す

1. 社長、会長は戦争責任を感じ自発的にその地位を退き社主となる

1. 全重役も同様に辞任する……

1. (千葉) 編集総長、(細川ら) 3局長、(佐々、嘉治) 両主幹は現職を退く

1. 野村、杉江、新田の3重役は居残り、後の收拾にあたる

1. 審議室制度は廃止する

1. 従業員の総意を反映する機関を作る」(同上、124ページ)

社長村山は闘争委員長白川にたいして、「社主は編集営業にタッチしない」ことを口頭で確約した。

こうして10月23日、闘争委員会は社長回答の受諾を決定、4時からの従業員大会で正式に受諾を決定した。闘争委員長白川威海は闘争終結を宣言し、聴濤副委員長は「戦いは終わった。我々の要求は貫徹された」「新聞における民主主義を確立するためには、従業員組合を組織し、発言権と生活権を獲得しなければならない」と述べた。そして当日、直ちに「朝日従業員組合結成準備会」が設置されて聴濤が準備委員長になり、11月10日聴濤を委員長に正式に組合が結成されたのである。会社側と対抗してその地位を保全し、また生活権を確保するために全従業員が結束したのは、読売の場合と同じであった。なお23日の従業員大会は、最後に「宣言」を採択して閉会したが、これは11月7日付け朝日新聞の一面に社告の形で掲載された。

「宣言 国民と共に立たん 本社、新陣容で「建設」へ

支那事変勃発以来、大東亜戦争終結にいたるまで、朝日新聞の果たした重要な役割にかんがみ、我らここに責任を国民の前に明らかにするとともに、新たなる機構と陣容とをもって、新日本建設に全力を傾倒せんことを期するものである。

今回村山社長、上野取締役会長以下全重役、および編集総長、同局長、論説両主幹が総辞職するに至ったのは、開戦より戦時中を通じ、幾多の制約があったとはいへ、真実の報道、厳正なる批判の重責を十分に果たし得ず、またこの制約打破に微力、つひに敗戦にいたり、国民をして事態の進展に無知なるまま今日の窮境に陥らしめた罪を天下に謝せんがためである。

今後の朝日新聞は、全従業員の総意を基調として運営さるべく、常に国民とともに立ち、その声を声とするであろう。いまや狂瀾怒涛の秋、日本民主主義の確立途上来るべき諸々の困難に対し、朝日新聞はあくまで国民の機関たることをここに宣言するものである。

朝日新聞社」

(同上, 126 ページによる)。

同日付の社説「新聞の新たな使命」では、「国民」とは「工場に、職場に、農山村に働く国民のいひ」であると規定し、「我等新聞従業員も、またかかる働く日本国民の広範なる層の一翼をなすものである。そこから働く国民と新聞との間に共通の思想、共通の理想の発見がありうるのである」と解説していた。

3. GHQ 文書に残る朝日新聞両派の働きかけ

今西光男氏は先に引用した著書の中で、当時の朝日新聞社幹部と GHQ との接触の模様を、占領軍のメディア戦略記録を用いて紹介している。占領軍の民主化政策と会社幹部の考え方の一端を明らかにしているのでここに引用しておきたい。

朝日新聞社における 10 月 19 日の従業員大会の様子を見て、「窮地に追い込まれた経営陣は GHQ に駆け込んだ。GHQ 文書によると、鈴木文四郎は従業員集会の翌日 10 月 20 日に、村山社長の書簡をもって CCD のフーバー大佐を訪ね、「共産主義的な若手社員が新聞ストで村山社長を追放し、経営、編集の実権を握り、朝日新聞を支配しようとしている」と訴えた。これに対しフーバーは、「GHQ は労働争議には関与しない」と答えたが、スト実施の場合、賃金を払った上でスト参加者を解雇し編集局から排除するように、と非公式に勧告したという。

2 日後の 22 日、鈴木は再び村山の書簡を持って CCD を訪ね、村山らの戦争中の足跡が「クリーン」であることをマッカーサー元帥に伝えるように要望した。CCD は GHQ 対敵諜報部の下部組織として検閲防諜活動を担当する部門だった。占領政策の重要な柱である言論政策全般を担当する民間情報教育局 (CIE) は 9 月 22 日に発足、ようやく活動を

始めたばかりだった。反社長派の方は、その CIE への接触を図った。CIE プレス課のミッチェル少佐は、朝日新聞編集局の中堅幹部が 10 月 18 日、2 回にわたって面会を求めたという上司宛のメモを残している。

1, 朝日政治・外信部の高野信 (M. Takano) と同外信部の鈴木勇 (I. Suzukawa) が、1945 年 10 月 18 日 16 時 30 分頃、グイク大佐 (CIE 局長) の事務所を訪ねてきたので、ドッド大尉が合い、CIE プレス課のミッチェル少佐を招き、彼等に面会させた。高野、鈴木両氏は、朝日内部の状況を頼みもしないのに報告した。

2, 彼らの報告は次のとおり。

編集局員は朝日の指導部を変革しなければならないと感じている。同紙は財閥と無関係だが、創業者の村山、上野家に支配されている。社長と他の 5 人が指導部にいる。5 人は下部の連中からは反動と見られている。彼らは「旧思想」の集団で、若い連中を積極的に排除しようとしている。下部の編集局員は 5 人の反動分子に団結して対抗している。彼らの名前も告げられた。高野、鈴木両氏によれば、編集局員は今こそ民主、自由の編集方針を確立し、朝日が日本の民衆の信頼を得る変革の時であると信じている。「戦争責任」のある連中は辞任すべきである。

3, 両氏に会った後、ミッチェル少佐は第一ホテルで、東京朝日と大阪朝日の代表という磯部祐治 (Yuji Isobe) に面会を持ちかけられた。彼は 10 月 18 日に朝日で発生した重大な事態について内密に報告したいと申し出た。磯部氏によると、戦時中「軍部と飲んだくれていた」5 人の「ギャング」が社内にいると声明した。彼はミッチェル少佐に朝日社長の村山氏のとるべき行動について助言を求めた。

4, これら 2 件の朝日の代表者たちとの会合で、CIE はより詳細な情報を求めていることを伝えた。磯部氏には、ミッチェル少佐が朝日社長に助言する立場にはないことを伝え

た」。

「反社長派は、設立されたばかりのCIEが日本社会とりわけメディアの民主化に積極的役割を担っているのを知り、CIEの理解を得ることができれば朝日社内での抗争でも優位に立てると計算し、接触に努めたようだ」(同上、115-8ページ)。

新聞における「10月革命」は占領軍によっても必然的なものと受け止められていたようであり、目立った介入はなかった。終戦直後の8月29日に社長、編集長が交代していた毎日新聞社でも、従業員の朝日、読売に続けとの声が高まり、11月1日に戦争責任の明確化と社内機構の民主化を求める上申書が新社長に提出され、11月22日には東京本社従業員組合が発足、活動を活発化させたので、毎日新聞社でも旧重役を一新し、従業員の間接選挙によって重役を選出することとした。こうして三大新聞において従業員が社内の民主化を戦い取ったことは、全国の新聞社に労働組合を成立させ、社内革命をもたらすことになったのである(増山、前掲書、34ページ)。

4. 読売争議支援の広がり と 正力の戦犯指名

その後の読売は、旧来の社会悪を糾弾する反面で社会の民主的な変革を唱えるとともに、社内の民主化闘争の様子をも紙面で伝えるようになった。特に正力社長がヒトラー崇拜者であったことや、高橋副社長兼主筆が未だに戦前志向の発言をくりかえしていること、中満編集局長らの反共的言動を「民主主義に反する偏向」であるとして厳しい批判を浴びせた。

11月7日、ロシア革命記念日に、社会党、共産党、その他左翼団体共催の「解放運動犠牲者追悼会」が神田で開かれ、その席上、読売闘争委員である宮本太郎の訴えに答えて読

売争議応援の緊急動議が採択された。その翌日、自由懇話会主催の新聞民主化講演会が神田の教育会館で開かれ、多くの弁士に混じて鈴木東民、聴濤克巳が演説し、聴衆に深い感動を与えた。そして11月10日、全国新聞通信従業員組合同盟主催の「読売新聞闘争応援大会」には2千名以上が集まり、次の4項目を決議した。

- 「1、新日本の出発はまず戦争責任者の追放から——といふ建前から、軍閥、官僚、財閥と結託した新聞財閥の代表正力読売社長を追放せよ
- 2、新聞財閥における正力代表の罪状は軍閥における東条に匹敵する
- 3、反動新聞の撲滅は民主主義的自由獲得の第一歩である
- 4、若し社長側の勝利に終わるならば、われわれは不買同盟をもって応えん」(増山太助『読売争議』亜紀書房、83ページ)。

大会終了後、集まった大衆は周囲の人たちを巻き込みながら街頭デモに移り、読売社屋に押しかけ、代表が正力社長に抗議した。ベランダからは鈴木をはじめ闘争委員が挨拶し、一層の支援を要請した。「デモの大衆は、「正力を追い出せ!」「読売労働者万歳!」「読売労働者につづけ!」と叫びながら、『毎日』『朝日』におしかけ、読売争議への共同闘争を要望した。」この日、朝日新聞社東京本社では従業員組合の結成大会がもたれ、読売争議への激励メッセージを可決した(同上)。

この応援大会では再建されたばかりの共産党からも袴田里美が出席して演説したが、この日の『読売報知』は社説「日本共産党の初登場」において、日本共産党の政策と綱領を支持し、「敗戦下民主主義改革遂行の決意を固めている国民の中の常識人の腹の底を割ってみた場合における腹藏のない理想と多くの場合一致するだろう」と述べた。しかし10月10日の共産党のアピール『人民に訴ふ』

にある「天皇制の打倒」には一定の距離を置いていた。「日本従来からの伝統から、天皇制の廃止を主張する綱領は現在の善良なる日本人の平均人によっては直ちに理想として受け入れかねる」と指摘し、共産党が未曾有の生活危機にあたり「国民生活獲得」への熱意を示している以上、生活擁護と民主主義を進展させる広範な人民戦線の発展に努力することを要望している。「徒に偏狭な島国根性を露呈し、お互いがみ合って民主主義の敵に乗ぜられる」ことのないようにと。

社会党の加藤勘十は、総司令部と接触を持っていたシズエ夫人のアドヴァイスで、争議を東京都労働争議調停委員会の調停にかけられることを熱心に勧めた。「建物も占拠して新聞を発行している以上、官憲の手入れが予想される。そのとき調停委員会に提訴しておいた方が戦術的にも有利である」と。闘争委員会は激論の末調停にかけられる方針を打ち出したが、正力はこれを嫌い、いろいろ切り崩しを図ったが、「このまま事態の推移に委せれば全面的な敗北となるほかないので」(『読売新聞 80 年史』496 ページ)、最高闘争委員と長文連を業務執行妨害、不法占拠、家宅侵入などで告発した。11 月 15 日、鈴木、志賀、山主、長が東京地方検事局に召致されたので、従業員側は翌 16 日、緊急社員大会を開いて、正力の警察頼みを烈しく批判し、検事局に抗議するとともに各方面に「宣伝挺身隊」を派遣し、直ちに調停手続きに入ることを決定した。

17 日には、日比谷公園で弾圧法令撤廃徹底演説会が開かれ、社会党の西尾末広、加藤勘十、詩人の坪井繁治、作家の佐多稲子らが告訴の不当性を訴え、集会後大衆は読売争議支援決議とカンパをもって読売本社におしかけた。また他の民主諸団体も抗議の声明を出した。検事局は調査の結果、整然たる生産管理の実情に起訴することができず、不起訴の方向に傾いたので、正力はついに調停に応ず

ることになった。

19 日に会社側と組合側の調停手続きが終了し、東京都労働争議調停委員会が設置された。その委員は次の 9 人、委員長は河原田稼吉と発表された。

従業員側代表委員

原虎一 (元日本労働総同盟中央委員)

渡辺年之助 (元日本官業労働総同盟常任書記)

安平鹿一 (元全国労働組合評議員会執行委員)

事業主側代表委員

浅野良三 (日本鋼管社長)

大和田悌二 (日本曹達社長)

膳桂之助 (元協調会常任理事)

有識者委員

河原田稼吉 (元内相)

渡辺鏡蔵 (元商工会議所書記長)

末弘巖太郎 (東大教授)

組合側はこの顔ぶれを見て愕然とし、いまさらながら日本社会の民主化の遅れとその改革の必要性を痛感せざるをえなかった。「なぜかといえば、林銑十郎内閣の内務大臣であった河原田稼吉をはじめ、全産連理事長として、団琢磨や藤原銀次郎の下であらゆる争議の弾圧に努力し、浜口雄幸内閣のとき労働組合法の議会通過を阻止するために大奮闘した膳桂之助、あるいは軍の尻押しで日曹を乗っ取った大和田悌二など、戦犯に類するものが何人かおり、従業員側代表の選考についても、人選を委嘱された松岡駒吉の独断的なやり方に不満があった」(増山、前掲書、97 ページ)

組合側は、この委員の選考は民主主義に逆行し勤労大衆の期待を裏切る、として一部委員の変更を要求し、次の 3 項目を河原田委員

長に申し入れた。①河原田委員長には反対、②労働者側委員は労働者によって選出させること、③委員会の採決は表決制でなく、全員一致の合議制を採用すること。何とか争議をまとめようとしていた総司令部と日本政府は、東京都に強力な働きかけを行ない、その結果、末弘委員の献策により、「常設調停委員会の下に臨時措置として、従業員側、会社側から各3名の臨時調停委員を選出させ、これに有識者委員1名を加えた小委員会を設けて読売争議を処理する」ことになった。

従業員側での代表選考についていえば、朝日の組合委員長聴濤と社会党の鈴木茂三郎はすぐ決まったが、共産党から入れる件では激論が戦わされた。しかし聴濤の強い主張により、共産党から徳田球一が加わるようになった。会社側の代表委員は、鈴木文四郎（元朝日新聞出版局長）、品川主計（元警視庁官房主事、満州国監察院長）、田村幸策（元外交官）の3名、これに有識者として末弘巖太郎が委員長として加わった。この読売争議臨時小委員会の正式発令は12月4日であったが、それに先立つ2日、GHQが発表した59名の戦犯逮捕命令リストに、平沼騏一郎、広田弘毅、岸信介、星野直樹、鮎川義介らとならんで読売新聞社長正力松太郎の名が含まれており、12月12日巣鴨への出頭が命ぜられていた。この発表は読売の労働者を狂喜させた。

さっそく開かれた社員大会で、鈴木最高闘争委員長は昂奮を隠すことができずに演説した。「戦いは勝てり。社長正力松太郎は、われわれの主張どおり戦犯容疑者として巣鴨拘留所に入所することになった。この瞬間から正力の闘争力はなくなった。もはやわれわれの勝利は確定的である」。社の内外には正力の戦犯指名を知らせるビラが貼りめぐらされた。

12月4日の社説『無血革命の進展』は次のように書いた。

「この度逮捕を受けた人々は戦前、戦時、

戦後を通じ、日本の各界において日本の国運を支配し、日本国家の「柱石」たる役割を演じた人物であった。彼らのなかには直接開戦の廟議決定に参加しなかったものもあるかも知れぬが、日本の各界において日本の国家を帝国主義侵略戦争の地獄に突き落とすべき役割を演じた直接の戦争挑発者であることは万人の認めるところである。しかも彼らは戦時を通じて過酷な戦争遂行を国民に強要したばかりか、戦後も引続き日本の上層に頑強に蟠踞し、戦争を通じて獲得した強大なる勢力を駆使しつつ、日本の民主化、民主主義日本の建設を陰然陽然執拗に拒否し、抑圧し、妨害しつつあるところの反動の元凶なのだ。彼らが日本の各界から倉皇として姿を消すことは日本の反動陣営の掃討開始を意味するものであり、漸く下から、国民の真只中から燃え上がり来たった日本民主化革命に大きな促進を与へやう。まさに今回の逮捕要求こそは日本民主化無血革命の一躍進たるものである。

とくに今回の逮捕は言論弾圧に強大な国力を揮った憲兵首脳部と言論界の諸巨頭をも含んでいる。就中、過去40日に亘りわが読売新聞社の従業員が血みどろの闘ひを続けてきた当の相手たる正力松太郎社長も遂に繋がれることとなった。彼を知り、彼の下に多年働いて来たわれらとしては多少の感慨あって然るべきではあらう。しかるに昨朝逮捕要求の発表を受けたとき、過去40日間のわれらの闘ひがいかに正しかったかといふ信念が全社員の胸をふくらませたのである。……社長は逮捕されたけれども読売はびくともしない。……もしもわれらにしてこの度の闘ひを起こさず、全従業員の鉄のような団結を築き上げず、漫然として正力逮捕の今日に臨んだならば、読売報知は信を天下に失うばかりか、社内の混乱、狼狽でおそらく新聞発行その他の業務は不可能に陥ったかも知れぬ。われらの戦ひははっきりと勝ったのだ。」(同上、107-8ページ)。

5. 調停と第 1 次読売争議の終結

正力は調停を前に自分の主張を B6 判 30 ページのパンフレットにまとめた。戦犯指名の報に駆けつけた AP の記者に対して正力は憤然として言い放った。「私は連合国から裁判を受けるようなことは何もしていない。これは、従業員がマッカーサー元帥に嘘の報告をしたからだ」「このうへは、あのパンフレットに頼る以外に方法がない」。正力は巢鴨拘置所入所前、何回も重役を集めて協議し、「入所前に結末がつかなければ、後はたのむ。だが、断じて経営権の譲歩だけはいかん。もしそうなれば社を潰せ。この争議の解決の如何は、たんに読売のためだけではない。日本の企業が共産党の掌中に握られるか否かの問題である」として、資本主義擁護の鬼と化していた(増山, 前掲書, 109-10 ページ)。

第 1 回の調停委員会は 2 月 4 日、2 回目は 5 日に開かれ、正力はおよそ次のように主張した。「①、争議団幹部は共産党にそそのかさされ、名を新聞の民主化に籍り、戦争責任の追及を理由にして言論上のクーデター——生産管理を敢行し、他人の所有権を侵害し社の経営権を奪取せんとしている。株主でもないたんなる使用人が、何の法的根拠もなく会社の経営権を篡奪しよう」としているのは理不尽であり、また株主でない一般社員が社長や重役の進退に口出しするのを許すことはできない。②「争議団は新聞の戦争責任を問題にするが」、新聞を戦争遂行に協力させるという軍部の方針に反対すれば、「廃刊する以外に方法がなかった」。世論「誤導」の責任というが、「実際に紙面を作ったのは社員ではないか」。「ともに犯罪を犯しながら」、争議団は「社長や幹部の犯罪だけを非難してこれを追い出し」、自分たちが後釜に坐ろうとしている。自分はずいぶん軍部に抵抗したのであり、追隨していたわけではない。③「社員を搾取し」、奴隷扱いたしたという非難は「事

実に反する」。自分は読売新聞社の全株式(7 万株 700 万円)を所有していたが、その約半数を厚生財団に寄付したり、永年勤続者に無償譲渡した。また役員報酬や配当を抑えて社内充実に努力したのであり、「社員の待遇も他の新聞や事業会社と比較してけっして遜色がない」はずである。(同上, 111-2 ページ)

小委員会は第 1 回が 12 月 9 日午後 5 時から 11 時まで、2 回目は 10 日午後 5 時から始まった。正力の戦犯指名があったので戦争責任問題ははずされ、議論の焦点は、社内機構の民主化、後任人事、労働組合の経営参加、待遇改善問題であった。徳田は口火を切って次のように発言した。「読売の経営者には、社内機構の民主化を実現する能力などありはしない。またやろうともしていない。このことは、これまでの経過があきらかに証明している。したがって、経営管理委員会をつくって、労働者の手で読売新聞を管理し、社内機構の民主化をすすめるなければならない」と(同上)。

正力は、「これこそ資本を否定し、自分たち労働者だけで勝手に会社を運営しようとする、共産党一流の常套手段だ」「会社の乗っ取りだ」と強硬に反対し、小委員会は事実上徳田と正力の四つ相撲となり、激闘は何度かの水入りをはさんで続いた。独裁的な経営者であり、日本の資本家の代表として戦っている正力にとっては、経営とは経営者が行なうべき固有の任務であり、労働者は経営者の指示に従って働くべきたんなる使用人であった。したがって使用人が経営者に対して要求できるのは、賃金その他自分たちの労働条件に関するものだけであって、労働組合はそこに意味があるのであり、社内の民主化や人事あるいは社員の声の反映などは経営者の考えるべきことであり、それを実施するかどうかの決定権は労働組合ではなく、経営者の専権事項であるべきだった。

組合側は生産管理に入ったときから、会社の経営権を認めたくて経営への従業員の意見の反映を要求していたから、労働組合の経営参加を「違法」と言ったり、「資本主義の廃絶を目的とする手段」と決め付けて拒否する正力の主張を、受け入れることはもちろん理解するのも難しかった。したがって部屋の外で様子を見守っていた一般従業員にとって、正力は徳田が評したように「まったく話にならない、おどろくべき分からず屋」であり、「労働者の敵」であった。

話し合いが途中で中断し徳田が「退場」号令を出した時、従業員側代表は組合代表と別室で話し合い、残された2日以内に決着をつけようとした。そこで労働者だけの経営管理委員会に固執することをやめて、「経営者側と労働者側それぞれ同数の経営協議会を設け、編集及び業務に関する重要事項を協議する」という代案を提出し、調停決裂を回避しようとした。増山は書いている。「この「経営協議会」案は、徳田の考えた生産管理——経営管理委員会あるいは労働組合の一機関としての経営管理委員会という構想と、鈴木茂三郎が意図した、資本と経営を分離し、労使が自主的かつ対等の立場で協議し、その協力に必要な諸問題について相互理解を得る機構ないしは手続きとしての経営協議会と、末弘が主張した、資本、経営、編集の3部門を完全に分離し、調和のとれた機構運営を経営協議会で行ないながら、労働組合の強化によって民主化を実現すべきだという、三通りのものの妥協的産物であった……徳田は名を捨てて実をとったと考え、鈴木、末弘は、組合の民主的アプローチとしての経営参加にこたえられたと思った。そして会社側は……労資協調、資本の諮問機関としての経営協議会としてうけとった」(同上、115-6ページ)と。

正力は、組合とではなくて全従業員とのあいだなら経営協議会を設けてもいい、とこの案を承認したが、「とくに人事権については

会社側にあることを明記せよ」と主張したので、徳田が怒って再度中断し、結局、「人事権については重要人事に限り、会社側が相談することもあるが、義務的協議事項とはしない」との「諒解」をつけることで妥協が成立した。

正力はまた、重役の総退陣を認める代わりに、後任人事は「すべて自分が決める」と言い張ったため話し合いは三度中断した。再開後、今後の人事を話し合いで決めることになったが、社長には会社が出したりリストから馬場恒吾が就任することになり、組合が反対していた小林光政専務の重任、八反田角一郎業務局長の留任、小島工務局長の常務取締役への横滑りが承認された。したがって全重役の総退陣は実現せず、社内に正力の側近を温存することになった。これは後の第2次争議において重大な意味をもつことになる。

そして従業員が切実に求めていた賃金の引上げなど待遇改善は、具体的に話し合われることなく、小委員会において実情調査の上労働協約で決めることとされた。これについて増山は、「なんといっても賃金問題の欠落は、第一次読売争議解決——調停における最大の弱点であった。そのために、争議後、指導者と工場労働者、下級社員の間に見えない不信感を生んだ」と述懐している(同上、120ページ)。

難航を極めた交渉は翌朝ようやく合意に至ることになるのだが、『読売新聞80年史』は、「さすがの徳田も退場、そして譲歩をくり返しつつついに妥協せざるを得なかった」(87ページ)と書いているのに対して、鈴木東民はその10年後に発表された「決戦!読売ストライキ」の中に、次のように書いた。「われわれは多くの譲歩を余儀なくされ、結果は満足すべきものではなかったが、日本で最初の団体交渉権獲得に成功したことを心から喜んだ。読売争議において特筆されなければならないのは、この事ともう一つ、さきにあげ

た生産管理の戦術の発明であった。この戦術は日本の労働者が、そのおかれた現実に則して、創意を働かせた貴重な創造物であった」(鎌田慧『反骨 鈴木東民の生涯』講談社、267-8 ページ)。

井出孫六は次のように書く。「この協定は画期的成果だったといえるが、それらは時の勢いであり、正力松太郎自身にとって決定的ダメージだったとはいえない。……正力腹心の小林光政が引きつづき専務となり、正力指名の新社長馬場恒吾を支える構造が保たれ、付帯事項ながら人事権も会社側ががちりと守ったことをみれば、正力・徳田の一騎打ちのいずれに軍配をあげるべきか」。そして下獄の挨拶に行った正力に対して藤原銀次郎が、「今度の争議は実によく戦ってくれた。これで日本の産業を共産党から守れる自信がついた」とねぎらったことを伝えている(井出、前掲書、73-4 ページ)。

徹夜でもみぬいた調停小委員会は、11 日午前 5 時になってようやく終了した。同日 8 時 20 分から都庁会議室において、河原田委員長、末弘小委員長、労使各委員、正力代表、鈴木代表、それに広瀬都長官が集まって 9 項目の協定覚書に調印した。

協定覚書

- 1, 正力氏は社長を辞するとともに、現在の持株中総株数の 30% を超える分は他に適宜処分すること。
- 2, 会社を株式会社に改組し、正力氏の推薦する馬場恒吾氏を社長とし、小林光政氏を専務として補佐せしむること。
- 3, 社長と従業員代表をもって組織する経営協議会を設置し、編集及び業務に関する重要事項を協議すること。
- 4, 正力厚生会の理事長に正力氏の推薦するものを以てこれに充て、会社側従業員側各同数の理事を出し、従業員全体の為にする福利事業を行うものとする。

- 5, 社員の待遇改善に関する具体的内容は本協定成立に引き続き調停委員会に於いて、社の財政状態及び他社の社員待遇の実情を調査した上、労働協約によりてこれを決定すること。
- 6, 争議を理由とする社員の解雇はすべてこれを撤回すること。
- 7, 退職者の待遇は旧新社長の決定に一任すること。
- 8, 会社は従業員組合を公認し、これと団体交渉を行い、労働協約を締結すること。
- 9, 本協定成立と同時に従業員側は一切の争議行為を停止し、会社側は告訴を取下ぐること。争議解決に関し紙上に掲載すべき記事は予かじめ双方の承認を得るものとする。

昭和 20 年 12 月 12 日

読売新聞社長 正力松太郎
読売新聞社従業員組合代表 鈴木 東民
東京都労働委員会
委員長 河原田稼吉
委員 末弘巖太郎

附属諒解事項

調停事項中

- 第 2 項に関し、『高橋、中満、務台の 3 名は退任し、小島、八反田両氏は留任すること』
- 第 3 項に関し、『業務とは業務局に限らず、一般業務を含むもの』と諒解。『重要人事については社長側より相談することあるべきも、業務的協議事項と為さざる趣旨』と諒解。
- 第 5 項に関し、『右調停委員会の事務は小委員会をして行わしむる趣旨』と諒解のこと。
- (増山、前掲『産別会議』、55-6 ページによる)。

GHQ 渉外局は、争議解決と同時に次の声明を発表し、調停委員会の活動を評価した。

「1ヵ月半に亘り読売新聞社従業員側と社長側との間に続けられてきた争議は11日を持って終わりを告げ、東京都庁により設立された調停委員会の活動よろしきを得て従業員側、社長側代表双方とも満足せる協定覚書に署名するに至った旨の声明が発表された。右調停委員会は連合軍の日本占領政策の線に沿って設置されたものである。今回の読売争議は連合軍進駐以来労働組合が果敢に闘争し団体交渉権を持ちえた最初の事例である。しかしてさきに戦争犯罪人容疑者として指令された12日収容されることになっている読売新聞社長正力松太郎もつひに右協定覚書に署名した」(増山、『読売争議』, 127ページによる)。

12月12日午前10時30分、読売新聞社従業員組合は大会を開き、協定覚書を満場一致で承認し、闘争の勝利を確認して50日に及んだ生産管理体制を解き、一切の争議行為を停止した。大会に招かれていた徳田球一は発言を求め、次のように強調した。「諸君の要求は全面的に通ったとはいえない。だがそれにこだわって組合を分裂に導くことは、争議の本質を認識しないものであり、戦術を知らないものである。いまわれわれは輝ける勝利として、労働組合の団体交渉権と経営協議会を獲得した。この機関の今後の運営に労働者諸君の創意がたくましく反映するときこそ、民主化の実は上がり、民主革命は遂行されるのである」(同上, 127ページによる)。

直前まで正力と全力で渡り合っていた徳田は、勝利は一時に得られるものではないこと、今回のささやかな勝利を足がかりとして団結を固め、一層の民主化を進めていく必要があることを訴えたのであった。

12月12日付社説は『読売争議の解決』と題されており、フランス革命の時の新聞の役割に思いをはせて、闘争委員片山さとしが書

いたものだという(鎌田, 前掲書, 268-9ページ)。当時の闘争委員たちの思いがあふれている貴重な文書であるから、盛り込まれている論点が明らかになるように引用しよう。

「闘争開始以来まさに5旬、読売の争議はここに解決した。重大な闘いと仕事はまだ今後に残されているが、都市、農村殆ど全国の支援を受けて戦ひ来たったわが社の民主化争議は、われら従業員の勝利をもってここに終結した。勝利の戦果が完璧無瑕疵のものとは称し得ぬにしても、われらの労苦に満ちた民主化の戦いは期せずしてわが国民民主主義革命の一先駆一縮図となり、社会的意義極めて重大であるとわれらは敢えて自負するものである。

われらの第一要求は戦争責任の追求だった。而して正力社長は巢鴨戦争犯罪人に指名された。……戦争犯罪者を剪除せぬ限り民主主義の確立はありえない。……われらの第二次要求は当然新聞の民主化であった。この点で特筆大書に価するのは、われらが一応資本と経営の分離、従業員の経営参加を戦ひとったことである。……従来新聞は資本家の機関紙であり、人民を抑圧し、欺瞞するところの記事を掲げて人民の声を窒息させてきた。今や読売新聞社は資本のこのくさびから解放されたのである。われらは公明正大、真の人民の声を遺憾なく紙面に盛り上げうるといふ新聞史上画期的な成果を獲得したのだ。今日以後読売新聞は真に民衆の友となり、永久に人民の機関紙たることをここに宣言する。

われらが団体協約及び待遇改善の保障とともに経営参加の権利を戦ひとったのもまた確かに画期的な一大成果である。旧来の民主主義は徒に政治の領域に偏おし、政治的権利のみを蝶々としてきた。しかし経済の裏づけなき政治的権利がいかに無意味無用のものであるかは前大戦後の民主主義が余すところなく実証した。民主主義は経済の領域にまで拡大され、経済的に再解釈を加へられねばならぬ。

これが今大戦後に澎湃と高まりつつある新しい民主主義の世界的な波濤の根本的な特徴である。われらの戦果は、この特徴を代表するものであり、日本の民主主義はかくあらねばならぬことを実例を以って明示するものである。真に経済を民主化して、国民の経済生活を安定向上させぬ限り、政治の民主化は決して保障されえない。

……われらの成果は投げ与えられたものでなく、力を持って戦ひとられたものである。そこにわれらの成果を今後の確に運用し、更に民主主義を果敢に前進させる保証が存在する。……読売の戦いを開きえたのは連合国軍の与えた自由によるものであるが、読売従業員が今日の戦果を闘ひとり民主主人への脱皮を開始したのはひたすらに闘いのおかげである。日本の国民は連合国軍から自由を与えられた。しかしこの自由を確保し、日本の国民を真に民主主義的に再鍛錬しうるのは、国民の下からの戦ひのみである。……

われら先駆の戦ひは国民の戦ひを鼓舞し、その方向を決定づけたばかりか、大衆の力量をも如実に表現したのだ。……われらは今後この民主主義的編集と発行とに精魂を打込み、もって日本の人民大衆と手を握り、真の人民の力を盛り上げさせ、人民が確実に主権者となるまで、飽くまで民主主義革命の完遂を期すべく自信を獲得したのである」。

(増山、前掲書、129-32 ページによる)。

正力が去り、経営協議会が立ち上げられ、労働組合が公認された読売新聞社であったが、経営陣は馬場社長を中心として、正力腹心の小林光政が専務、小島文夫が常務取締役として留任し、辞任することになった役員の代わりには正力の友人で会社側の調停委員を努め

た品川主計、元東芝副社長清水与七郎、馬場の親近者四方田義茂ら旧来思想の持ち主が周りを固めた。あと二人を従業員の中なら出すことになり、会社側は第一候補者として鈴木東民を推薦したが、彼はこれを固辞し、闘争委員から金近靖を推薦した。もうひとり組合側が譲って会社推薦の三浦薫雄に落ち着いた。

この事情は、「争議の指導者達は、現職以上の職に就くべきでない。論功行賞と思われるような人事は絶対に避け、まず組合の強化に全力を尽くすべきだ」という徳田の忠告が効いていた。編集局次長兼政経部長となった坂野善郎も、「みんな徳田の意見が正しいと思っていた。しかし、重役にも入るな、局長にもなるな、ただ組合を強化しろというだけでは、会社側の反撃を受ける。特に、民主的な紙面を作っていく上で困ると思った」と語っている(同上、135 ページ)。

しかし、重役の局長兼務をはずすことによって資本と経営の分離を一応達成し、特に編集部門の独立は確立された。そして編集局内部の機構も改革され、編集方針の独善化を避けるため編集会議を置き、論説委員会を編集局長直属とした。また局参与の数を増やし合議制を拡大した。

年末のある日、総司令部民間情報教育局新聞課のバーコフ課長、ブラウン中佐、インボデン少佐らが読売新聞社を訪れて、「読売はすぐれた新聞であり、各社はこれに見習うべきだ。馬場、鈴木のせんで大いにやってもらいたい」と述べ、読売争議解決の成果をたたえ、新しい読売の出版を祝福した、と増山は書いている(同上、137 ページ)。